



様式第一号（一）（第九条、第二十条及び第二十七条関係）

（第1面）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和5年 6月 21日

千葉市長 神谷 俊一 殿



届出者

住 所 千葉市中央区新浜町1番地

氏 名 JFEテクノワイヤ株式会社

代表取締役 佐藤 道夫

電話番号 043-262-2164



ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和4年度（2022年度）のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	① JFEテクノワイヤ株式会社 千葉工場			
保管事業場の所在地	千葉県千葉市中央区新浜町1番地			
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	製造室	櫻井 芳幸	電話番号	043-262-2165
保管の場所	事業所の所在地と同じ			

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処分業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
⑱-1 ⑱-2 ⑱-3 ⑱-4	水銀灯用安定器	400W2灯	岩崎電気㈱	WH-RC2A50	1970	不明	2023年度	4台	47.2kg	高濃度	金属製箱	無し	分別	なし	2018年1月再交付 (tc00004643)	①の屋内保管
⑱-5	水銀灯用安定器	400kVA	和光電気	CH-4-A-200N	不明	不明	2023年度	1台	4.6kg	高濃度	金属製箱	無し	分別	なし	2018年1月再交付 (tc00004643)	①の屋内保管
22-1	蛍光灯用安定器	400W2灯	東京芝浦電気	不明	1972.2	不明	2023年度	4台	10.2kg	高濃度	金属製箱	無し	分別	なし	2018年1月再交付 (tc00004643)	①の屋内保管
22-2	蛍光灯用安定器	400W2灯	東京芝浦電気	不明	1972.2	不明	2023年度	1台	2.4kg	高濃度	金属製箱	無し	分別	なし	2018年1月再交付 (tc00004643)	①の屋内保管
23-1	水銀灯用安定器	400W	岩崎電気㈱	不明	1970	不明	2023年度	1台	5.4kg	高濃度	金属製箱	無し	分別	なし	2018年1月再交付 (tc00004643)	①の屋内保管
23-2	水銀灯用安定器	400W2灯	岩崎電気㈱	不明	1970.9	不明	2023年度	1台	11.8kg	高濃度	金属製箱	無し	分別	なし	2018年1月再交付 (tc00004643)	①の屋内保管
29	トランスのサンプル採集用品	-	-	-	-	-	未定	1袋	1.3kg	低濃度	金属製箱	無し	分別	なし	-	①の屋内保管
29-001	トランスのサンプル採集用品	-	-	-	-	-	未定	1袋	4.0kg	低濃度	金属製箱	無し	分別	なし	-	①の屋内保管
29-002	蛍光灯用安定器	40W2灯	東京芝浦電気	FRH-2-40217A	1972.2 1972.3	不明	2023年度	13台 9台	57.2kg	高濃度	金属製箱	無し	分別	なし	2018年1月追加登録 (c000011276)	①の屋内保管
29-003	変圧器(トランス)	1500kVA	愛知電機	不明	不明	1972	未定	1台	不明	低濃度	無し	無し	分別	なし	-	第三電気室
29-004	遮断器	600A	井上電機	不明	不明	1970.8 1972.3	未定	3台 1台	不明	低濃度	無し	無し	分別	なし	-	第三電気室 (予備1、2、3、4)
29-005	遮断器	600A	富士電機	不明	不明	1963.9	未定	1台	不明	低濃度	無し	無し	分別	なし	-	第四電気室

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処分業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
29-006	遮断器	600A	井上電機	不明	不明	1975.10	未定	1台	不明	低濃度	無し	無し	分別	なし	-	第五電気室
29-007	整流器	105kW	新神戸電機	不明	不明	1974	未定	1台	不明	低濃度	無し	無し	分別	なし	-	第六電気室
29-008	整流器	240kW	不明	不明	不明	不明	未定	1台	不明	低濃度	無し	無し	分別	なし	-	E-2 整流器室
29-009	蛍光灯用安定器	40W2灯	東京芝浦電気	FRH-2-40217A	1972.2	不明	2023年度	16台	40.6kg	高濃度	金属製箱	無し	分別	なし	2022年11月追加登録 (c000011276)	①の 屋内保管
29-010	蛍光灯用安定器	40W2灯	東京芝浦電気	FRH-2-40217A	1972.3	不明	2023年度	17台	43.4kg	高濃度	金属製箱	無し	分別	なし	2022年11月追加登録 (c000011276)	①の 屋内保管
29-011	蛍光灯用安定器	40W2灯	日本電気ホームエレクトロニクス	FRC-2SM16	不明	不明	2023年度	2台	3.6kg	高濃度	金属製箱	無し	分別	なし	2022年11月追加登録 (c000011276)	①の 屋内保管
29-012	蛍光灯用安定器	55W	岩崎電気(株)	E41RL20A	不明	不明	2023年度	6台	8.4kg	高濃度	金属製箱	無し	分別	なし	2022年11月追加登録 (c000011276)	①の 屋内保管
29-013	蛍光灯用安定器	40W2灯	東京芝浦電気	FRH-2-40217A	1972.2	不明	2023年度	6台	15.0kg	高濃度	金属製箱	無し	分別	なし	2022年11月追加登録 (c000011276)	①の 屋内保管
29-014	蛍光灯用安定器	40W2灯	東京芝浦電気	FRH-2-40217A	1972.3	不明	2023年度	7台	17.2kg	高濃度	金属製箱	無し	分別	なし	2022年11月追加登録 (c000011276)	①の 屋内保管
29-015	蛍光灯用安定器	不明	不明	不明	不明	不明	2023年度	1台	3.4kg	高濃度	金属製箱	無し	分別	なし	2022年11月追加登録 (c000011276)	①の 屋内保管
29-016	蛍光灯用安定器	40W2灯	東光電気(株)	FBRF-2542H	不明	不明	2023年度	3台	12.0kg	高濃度	金属製箱	無し	分別	なし	2022年11月追加登録 (c000011276)	①の 屋内保管
29-017	蛍光灯用安定器	40W2灯	東光電気(株)	FBRF-2542H	不明	不明	2023年度	1台	4.0kg	高濃度	金属製箱	無し	分別	なし	2022年11月追加登録 (c000011276)	①の 屋内保管
⑤-1	遮断器	800A	井上電機	不明	1972年3月	不明	未定	1台	180kg	低濃度	無し	無し	分別	なし	-	①の 屋内保管

(日本工業規格 A列4番)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管開始年月日	保管開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
29-009	蛍光灯用安定器	40W2灯	東京芝浦電気	FRH-2-40217A	1972.2	不明	16台	40.6kg	高濃度	2022年8月13日	更新工事により、使用停止	2022年11月追加登録 (c 000011276)
29-010	蛍光灯用安定器	40W2灯	東京芝浦電気	FRH-2-40217A	1972.3	不明	17台	43.4kg	高濃度	2022年8月13日	更新工事により、使用停止	2022年11月追加登録 (c 000011276)
29-011	蛍光灯用安定器	40W2灯	日本電気ホームエレクトロニクス	FRC-2SM16	不明	不明	2台	3.6kg	高濃度	2022年8月13日	更新工事により、使用停止	2022年11月追加登録 (c 000011276)
29-012	蛍光灯用安定器	55W	岩崎電気㈱	E41RL20A	不明	不明	6台	8.4kg	高濃度	2022年8月13日	更新工事により、使用停止	2022年11月追加登録 (c 000011276)
29-013	蛍光灯用安定器	40W2灯	東京芝浦電気	FRH-2-40217A	1972.2	不明	6台	15.0kg	高濃度	2022年9月18日	更新工事により、使用停止	2022年11月追加登録 (c 000011276)
29-014	蛍光灯用安定器	40W2灯	東京芝浦電気	FRH-2-40217A	1972.3	不明	7台	17.2kg	高濃度	2022年9月18日	更新工事により、使用停止	2022年11月追加登録 (c 000011276)
29-015	蛍光灯用安定器	不明	不明	不明	不明	不明	1台	3.4kg	高濃度	2022年9月18日	更新工事により、使用停止	2022年11月追加登録 (c 000011276)
29-016	蛍光灯用安定器	40W2灯	東光電気㈱	FBRF-2542H	不明	不明	3台	12.0kg	高濃度	2022年9月18日	更新工事により、使用停止	2022年11月追加登録 (c 000011276)
29-017	蛍光灯用安定器	40W2灯	東光電気㈱	FBRF-2542H	不明	不明	1台	4.0kg	高濃度	2022年7月27日	更新工事により、使用停止	2022年11月追加登録 (c 000011276)
⑤-1	遮断器	800A	井上電機	不明	1972年3月	不明	1台	180kg	低濃度	2022年12月18日	更新工事により、使用停止	受電所 第一電気室送電

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	① J F Eテクノワイヤ株式会社 千葉工場			
所在事業場の所在地	千葉県千葉市中央区新浜町1番地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名	製造室	櫻井 芳幸	電話番号	043-262-2165
所在の場所	事業所の所在地と同じ			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分業者との調整状況	台数又は個数	総重量 (1台当たり重量×台数)		
②-3	コンデンサー	300kVA	日新電機	不明	1972年	不明	2024年	-	1台	-	低濃度	第二電気室
②-4~8	遮断器	600A	井上電機	不明	1970年 1972年	不明	2024年	-	1台 4台	-	低濃度	第二電気室
③-4~10	遮断器	600A	井上電機	不明	1970年	不明	2025年	-	7台	-	低濃度	第三電気室
④-1~7	遮断器	600A	井上電機	不明	1972年 3月	不明	2025年	-	7台	-	低濃度	第四電気室

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				
	該当なし											

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数ー」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。